

令和8年度

清須市

重層的支援体制整備事業  
実施計画

令和8年2月

清須市健康福祉部社会福祉課

# 目 次

目次	…	1
1 重層的支援体制整備事業の実施背景	…	2
2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	…	2
(1) 計画の位置づけ	…	2
(2) 計画期間	…	6
(3) 計画策定にあたって	…	6
(4) 地域福祉計画における重層的支援体制整備事業	…	6
3 清須市における重層的支援体制整備事業	…	7
(1) 重層的支援体制整備事業の概要	…	7
(2) 各事業の実施内容及び実施体制	…	8
4 重層的支援体制整備事業の推進・評価	…	15
(1) 清須市地域福祉計画策定委員会	…	15
(2) 重層的支援体制整備事業の協議	…	15
(3) 重層的支援体制整備事業の評価	…	16
5 重層的支援体制整備事業のロードマップ	…	16
(1) 中長期的な事業の見直し	…	16
(2) 取組みのスケジュール	…	17
(3) 令和8年度重層的支援体制整備事業スケジュール	…	17

## 1. 重層的支援体制整備事業の実施背景

少子高齢化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化、核家族化、単身世帯の増加による介護者・子育て中の親の孤立などを背景に、地域生活課題の複雑化・複合化により、既存の支援体制だけでは解決が難しくなっています。

このような課題に対応するためには分野ごとの「縦割り」や「受け手」と「支え手」、「官」と「民」という関係性を超えて、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現に向けた仕組みを構築していくことが重要です。この仕組みを実現するために令和7年3月に清須市と清須市社会福祉協議会が協働して「清須市第1次地域福祉計画」を策定しました。

この計画の基本目標の実現のためには、各分野単独ではなく分野横断的な取り組みを進めていく必要があります。清須市では社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業に取り組むことといたしました。

当事業の開始を令和8年4月と定め、令和7年4月より清須市社会福祉課に重層的支援担当職員を新たに配置し、重層的支援体制整備事業の移行準備に取り掛かりました。令和8年度より「きよすチームでまるごと支援」として本格実施します。

## 2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた実施計画です。

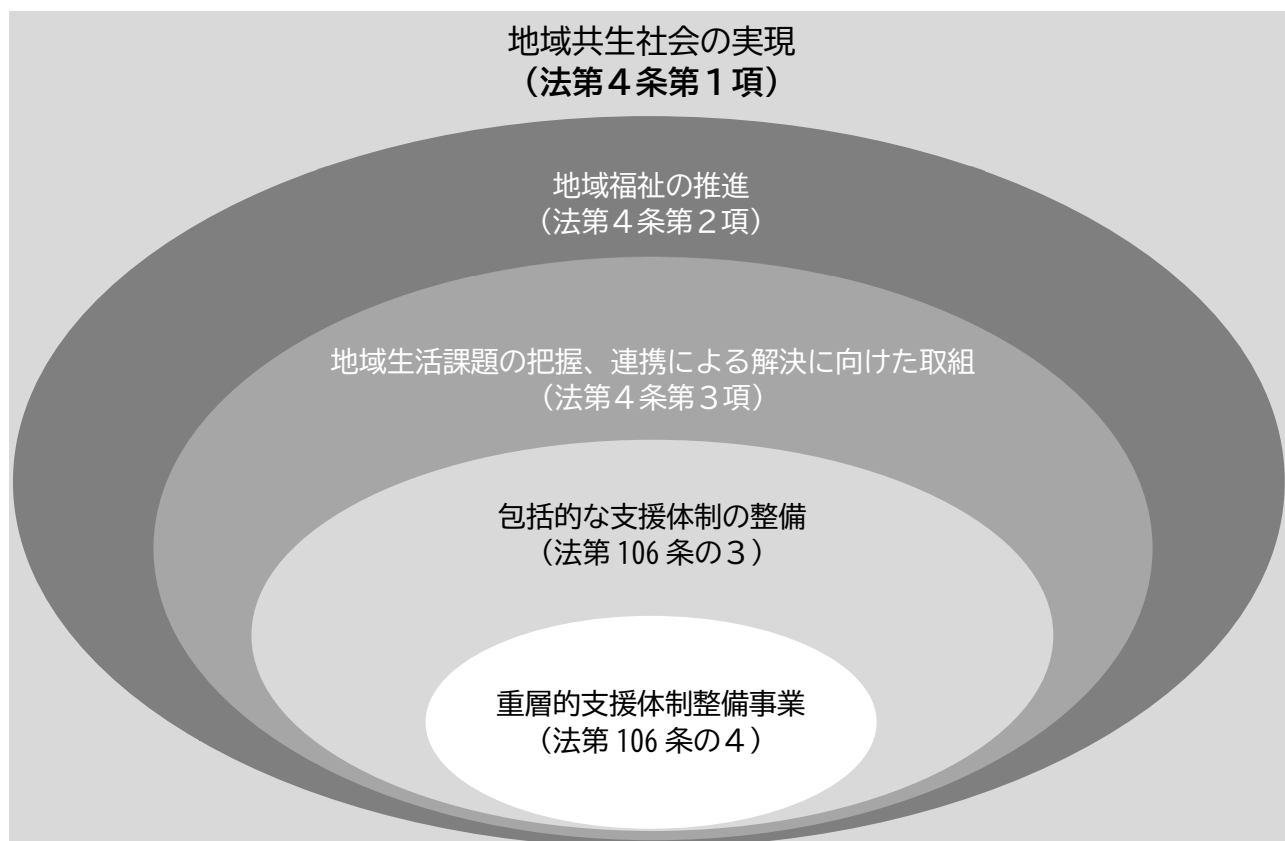
また、本計画は、上位計画である「清須市第1次地域福祉計画」の基本理念に基づき、特に包括的な支援体制の整備について、より具体的に実施するために必要な事項を定めるものです。

併せて、清須市まちづくりビジョンや各分野別の計画とも整合するよう取り組んでまいります。

### 【目指すべき姿】

上位概念（目指すべき姿・理念）	地域共生社会の実現
基本理念(清須市第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画) 『みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須 ～ともにめざす地域共生社会～』	
中位概念（目標・方針）	包括的な支援体制の整備
具体的手法（重層的支援体制整備事業実施計画）	重層的支援体制整備事業の実施

## ■社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけ



※カッコ内は社会福祉法  
※厚生労働省資料を参考に作成

### 【各条項の概要】

#### 社会福祉法第4条第1項（令和2年(2020年)年改正で規定）

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念などを明確化。

#### 社会福祉法第4条第2項（平成12年(2000年)改正で規定）

地域住民を、社会福祉事業者及びボランティア等を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけ。

#### 社会福祉法第4条第3項（平成29年(2017年)改正で規定）

地域住民、社会福祉の事業者等は、本人だけでなく世帯全体に着目し、分野を限定せず地域生活課題を把握するとともに、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化。

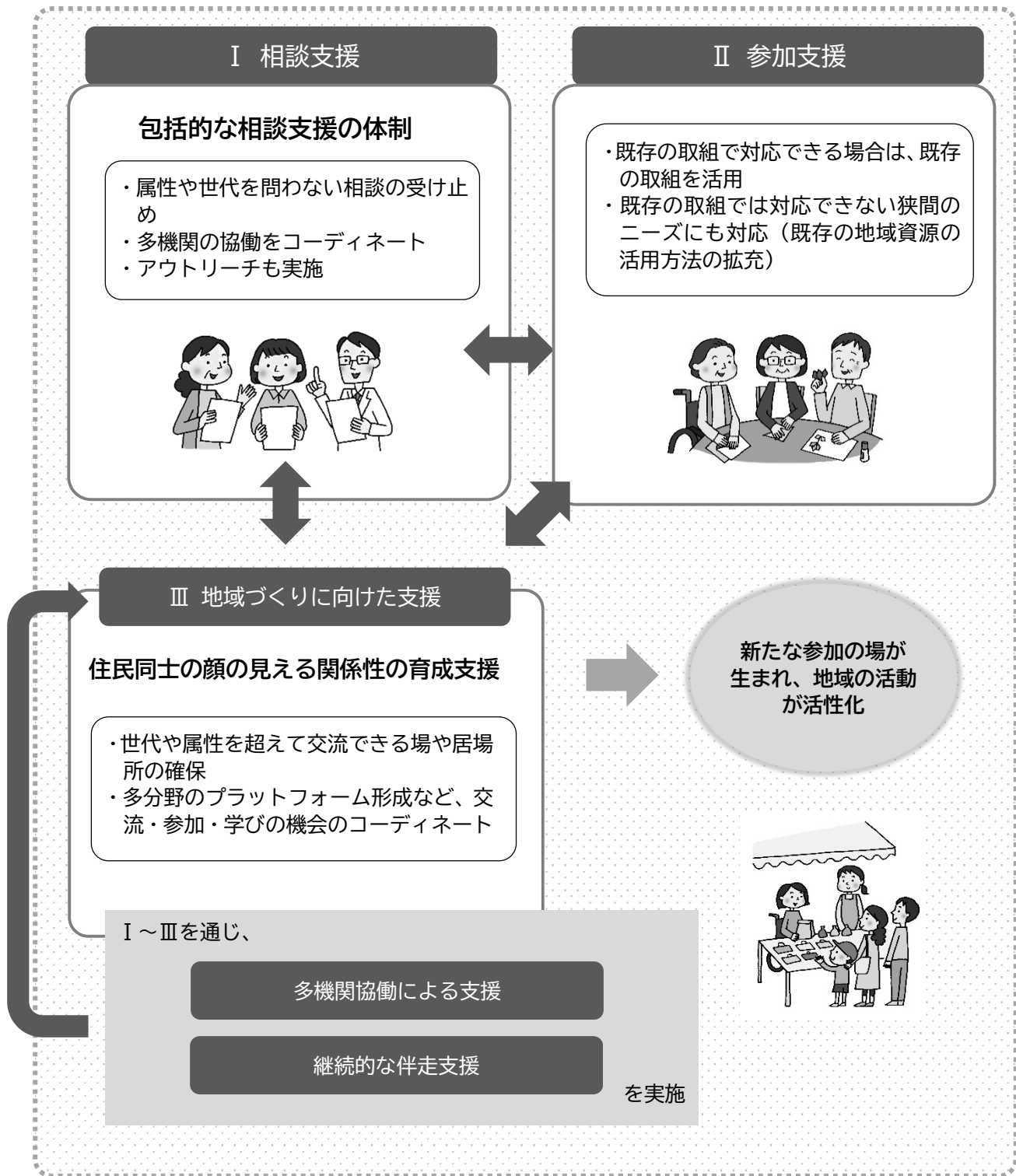
#### 社会福祉法第106条の3（平成29年(2017年)改正で規定）

市町村による、包括的な支援体制の整備を努力義務として規定。

#### 社会福祉法第106条の4（令和2年(2020年)改正で規定）

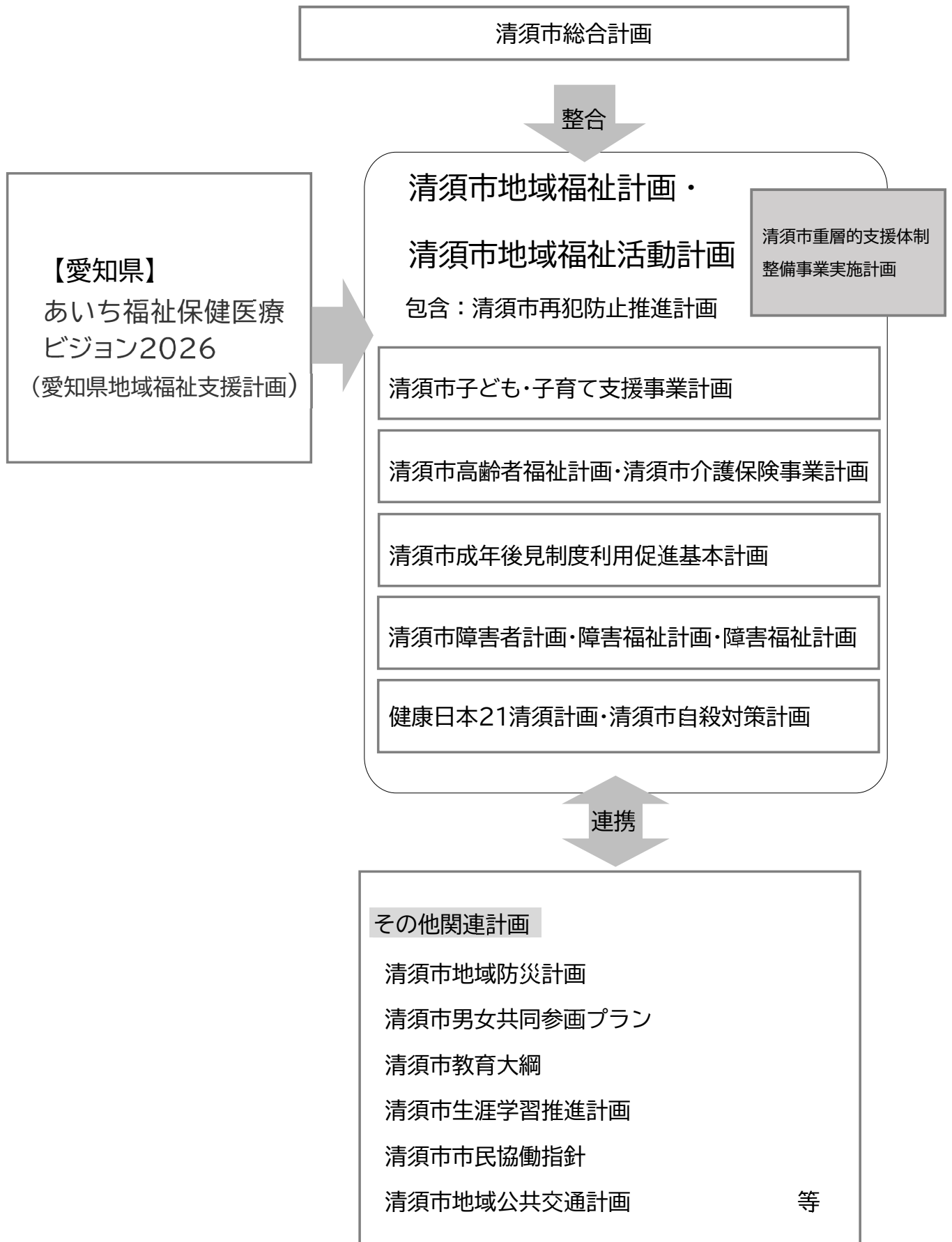
法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法としての重層事業の創設。

■重層的支援体制整備事業の全体像



※清須市第1次地域福祉計画より

■関連計画等との関係

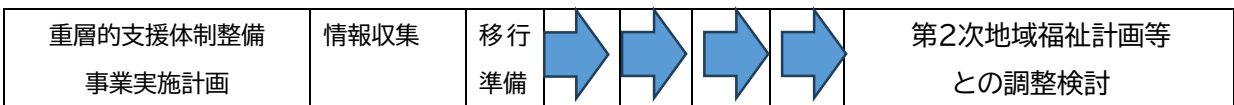


## (2) 計画期間

本実施計画の期間は、年度ごとに実績に対する評価を行い、改善点等を見つけ出し、取組みの見直しを行います。

### ■計画期間

年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	
清須市総合計画			第3次										
清須市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画			第1次										



\*単年度ごとに評価・改善

## (3) 計画策定にあたって

本計画の策定にあたっては、清須市地域福祉計画策定委員会にて計画の検討を行います。また、計画の評価・見直しにおいても同委員会にて検討いたします。

\*清須市地域福祉計画策定委員会とは・・・

清須市地域福祉計画の策定、検討及び評価等を行うために設置した協議体であり、行政職員や民間団体、学識経験のある者、公募による一般市民等で構成されています。

## (4) 地域福祉計画における重層的支援体制整備事業

地域福祉計画では、基本理念である『みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須 ～ともにめざす地域共生社会～』のもと、以下の3つの基本目標について関連事業を実施します。

基本目標	関連する重層的支援体制整備事業
基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり	地域づくり事業、参加支援事業
基本目標2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり	包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
基本目標3 安心・安全な暮らしのための環境づくり	地域づくり事業、参加支援事業

### 3. 清須市における重層的支援体制整備事業

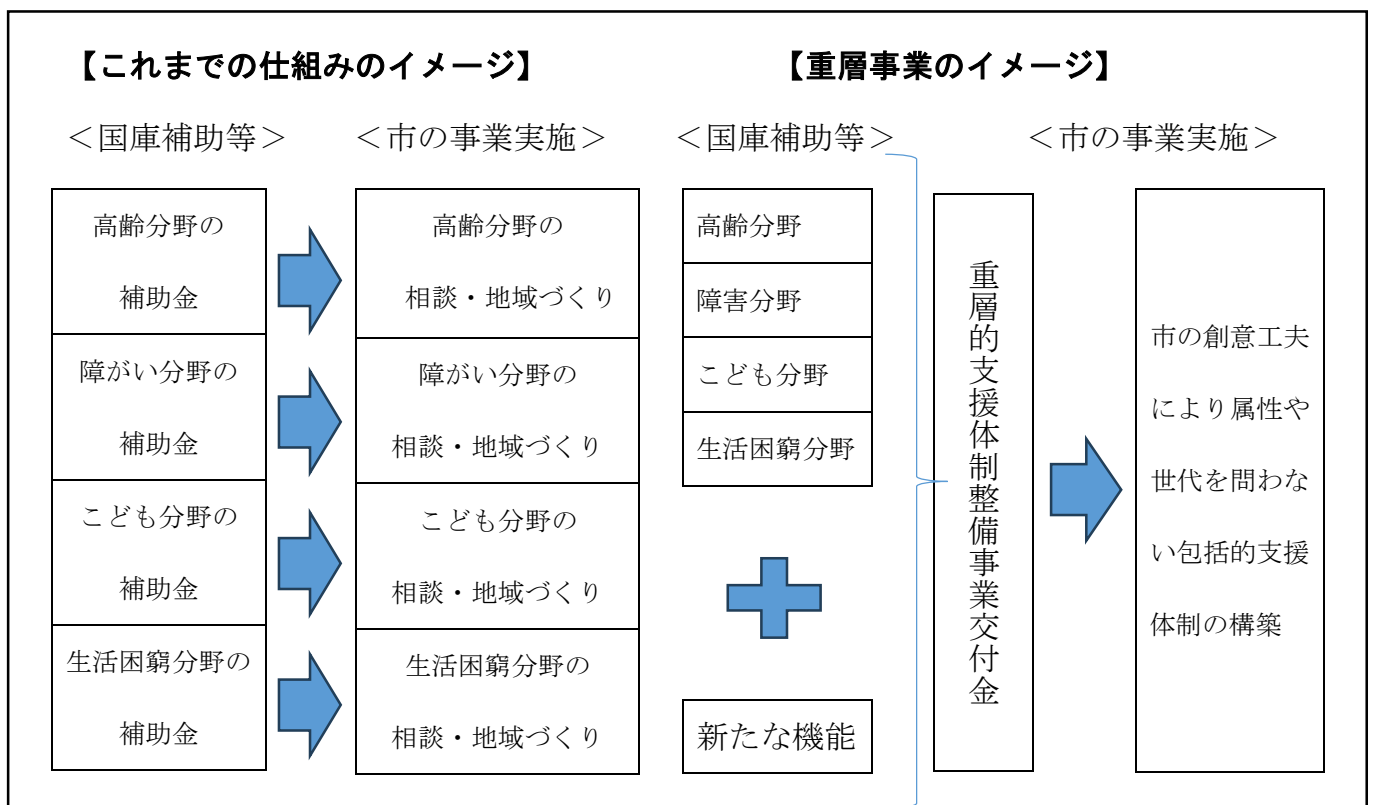
#### (1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、8050問題やダブルケアなど、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①「包括的相談支援事業」、③「参加支援事業」、④「地域づくり事業」という3つの支援を柱とし、これらの支援を効果的かつ円滑に実施するために、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、②「多機関協働事業」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業においては、抱える課題が複雑化・複合化していることから課題解決に向かいにくいケースへの対応が想定されます。このため、従来の課題解決型の支援ではなく、課題を抱えた人及び世帯に寄り添い伴走していく伴走型支援を念頭に当事業を実施していきます。

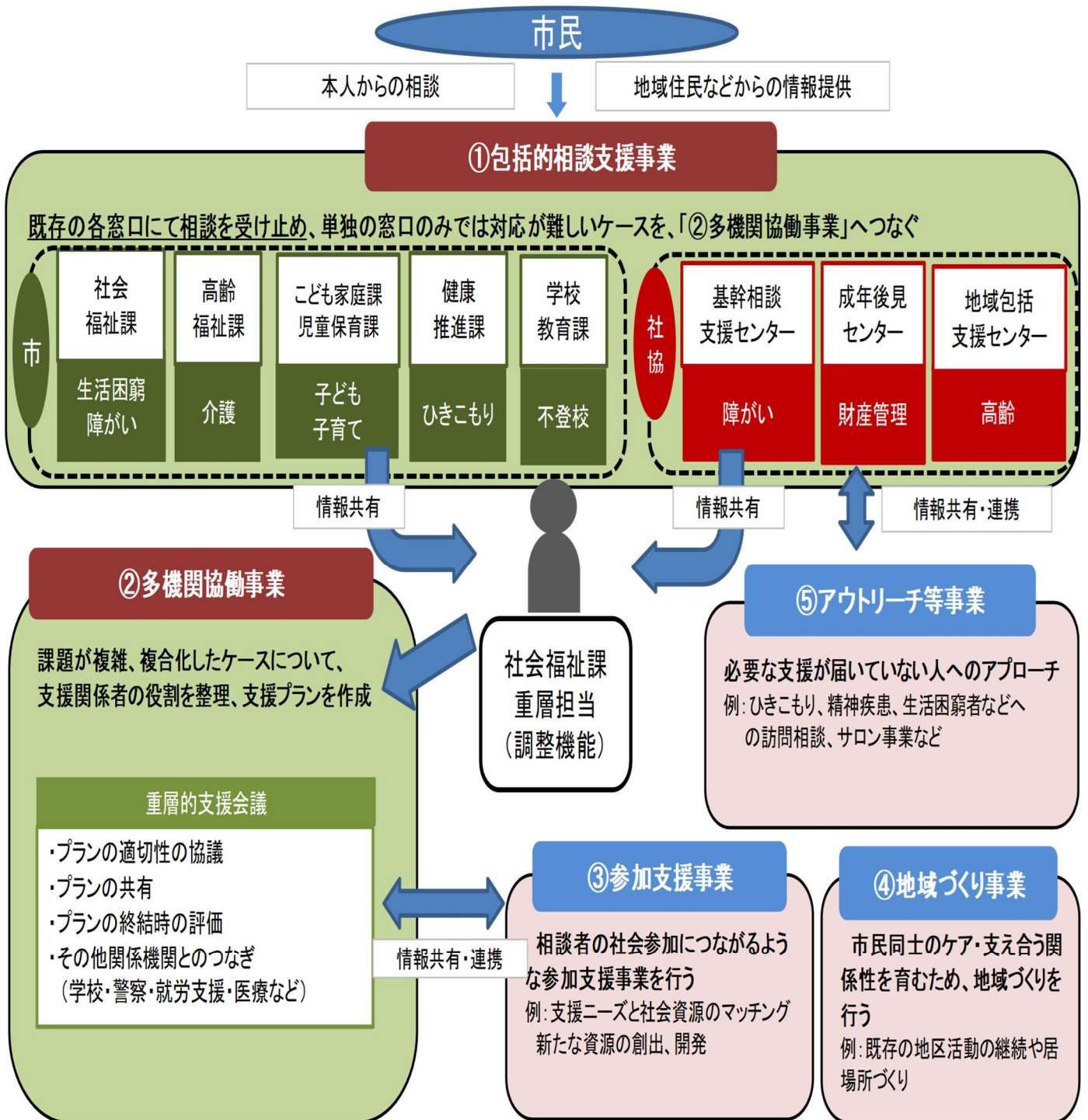
これまで、各分野に補助金等がありましたが、重層的支援体制整備事業交付金に統合され、市の創意工夫をもって包括的な支援を実施出来る体制が整備されました。

※上記①～⑤の番号は、次ページのイメージ図とリンクしています。



## (2) 各事業の実施内容及び実施体制

### ○包括的相談支援体制のイメージ図



## ○重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業（以下に掲げる事業をすべて実施）				
社会福祉法 第106条の4第2項		事業名 (P8の図の番号)	既存制度の対象事業	実施状況
第1号	イ	① 包括的相談支援事業	【高齢】 地域包括支援センター運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	実施
	ロ		【障がい】 相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	実施
	ハ		【子ども】 利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	実施
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	実施
第2号		③参加支援事業	新規	令和8年度 実施
第3号	イ	④地域づくり事業	【高齢】 地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号) 通いの場（一般介護予防活動支援事業 想定）	実施
			【高齢】 生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	実施
	ロ		【障がい】 地域活動支援センター基本事業（必須） ＊地域活動支援センター機能強化事業（任意） (障害者総合支援法第77条第1項9号)	実施 (任意事業 は未実施)
	ハ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	実施
	ニ		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	実施
第4号		⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規	令和8年度 実施
第5号		②多機関協働事業	新規	実施
第6号		②多機関協働事業の支援プラン作成	新規	実施

### ① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

属性や世代を問わない相談窓口として、各分野において既に実施されている、介護、障がい、子育て、生活困窮等の相談窓口を継続し、相談を受け止める包括的相談支援体制を構築します。

また、各分野の相談窓口においてニーズ等を把握し、適切な保健福祉サービス等につなげられるよう「断らない相談」を推進します。

#### ○実施内容及び実施体制

主な対象分野	実施事業（既存）	実施体制
高齢者	地域包括支援センター 【第1号 イ】	<p>【支援対象者】 主に65歳以上の高齢者とその家族等</p> <p>【設置箇所数】 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●清須市地域包括支援センター 担当圏域 春日・清洲地区 設置場所 清洲総合福祉センター</li> <li>●清須市地域包括支援センターさわやか 担当圏域 新川・西枇杷島 設置場所 にしびさわやかプラザ</li> </ul> <p>【設置形態】 委託（清須市社会福祉協議会）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の相談を受け、適切なサービスの紹介や、介護予防サービスのケアプラン作成などを行います。また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、医療、福祉等の様々な社会資源の連携を図ります。</li> </ul>
障がい	障がい者基幹相談支援センター 【第1号 ロ】	<p>【支援対象者】 障がいのある児・者及びその家族等</p> <p>【設置箇所数】 1</p> <p>【設置形態】 委託（清須市社会福祉協議会）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児・者の相談支援の中核機関として、相談支援事業所への専門的指導や人材育成、相談対応、地域移行・地域定着の促進、権利擁護等を総合的・専門的に行います。</li> </ul>
子ども	子ども家庭センター 【第1号 ハ】	<p>【支援対象者】 18歳未満の子ども及びその家族等</p> <p>【設置箇所数】 1</p> <p>【設置形態】 直営（清須市子ども家庭課）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子どもやその家族からの相談を受け、適切な子育て支援サービスや専門機関の紹介などを行います。</li> </ul>

生活困窮	しごと・くらしサポートセンター（生活困窮者自立支援事業） 【第1号 二】	<b>【支援対象者】</b> 生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある者及びその家族等 <b>【設置箇所数】</b> 1 <b>【設置形態】</b> 直営（清須市社会福祉課） <b>【実施内容】</b> ・生活に困窮している方やその家族からの相談を受け、適切な支援が受けられるように関係機関の紹介や、支援プランを作成し自立に向けた支援を行います。
------	---	---

## ② 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

多機関協働事業とは、包括的相談支援事業等によりつながったケースのうち、従前の縦割りの仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等のチーム支援とそのコーディネートを行う事業のことであり、本市はこの事業を直営で実施します。

本事業においては、各支援関係機関との情報共有や連携が不可欠であり、事業を円滑に実施するために「清須市重層的支援会議」等を実施するとともに、必要に応じて直接アセスメントを行います。

### ○実施内容及び実施体制

事業内容	実施体制
多機関協働事業	<b>【支援対象者】</b> 複雑化・複合化した課題を抱える者及び世帯、支援関係機関 <b>【設置形態】</b> 直営（清須市社会福祉課） <b>【実施内容】</b> ・複雑化・複合化した課題を抱える者及び世帯について、支援関係機関等が情報共有し、支援方針を検討します。 ・多機関協働事業等によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。 <b>【実施方法】</b> ・①重層つながる会議（支援会議）は3か月に1回、②重層的支援会議及び③支援プラン作成は、必要に応じて随時実施します。 <b>【会議の位置づけ】</b> ・清須市における①「重層つながる会議（支援会議）」②「清須市重層的支援会議」は、国が定めた自治体事務マニュアル等において示されている「支援会議」、「重層的支援会議」の会議機能を持たせ運営します。  ① 重層つながる会議（支援会議） 社会福祉法第106条の6に規定される会議であり、地域において支援関係機関が個々に把握している支援を要する方の情報を共有し、必要な支援体制の検討を行います。会議の構成員に守秘義務を設けて行います。

	<p>② 重層的支援会議</p> <p>多機関協働によって作成した③支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。個人情報の取り扱いについては、本人同意を得て行います。</p>
--	---

### ○支援会議と重層的支援会議の違い

	重層つながる会議（支援会議）	重層的支援会議
主催	清須市	
根拠法令	社会福祉法第 106 条の 6	社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 5 号の多機関協働事業として実施
対象者	自ら支援を求めることが困難な者や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない者	多機関協働事業の利用申込（本人同意）者
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる事例の情報共有</li> <li>・支援方針の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援プランの適切性の協議、プランの終結時等の評価</li> <li>・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li> </ul>
情報共有に係る本人同意	不要	必要
守秘義務に係る法的規定	有 (社会福祉法第 106 条の 6 第 5 項)	無

### ③ 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施する中で、既存の制度では解決に向かいにくいケースを検討し、特に社会で孤立しがちな人に対し、地域のインフォーマルサービスも含め社会資源などを活用しながら、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

また、従来では、支援を受ける側とされる子ども、高齢者、障がい者等や、コミュニティ活動等に参加しにくかった勤労世代の方々が地域の中で役割を持ち、自分のできる範囲で社会参加ができるボランティア活動の仕組みをつくりまします。

### ○実施内容及び実施体制

新規事業	実施体制
参加支援事業	<p>【支援対象者】 既存制度における社会参加に向けた支援では対応が困難な者</p> <p>【設置箇所数】 1</p> <p>【設置形態】 委託（予定）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のニーズと社会資源（参加の場）とのマッチングをします。</li> </ul>

#### ④ 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業を活かして、多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域のプラットフォーム形成、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコーディネート等を実施します。

#### ○実施内容及び実施体制

実施事業（既存）	実施体制
地域介護予防活動 支援事業 （いこまいか教室等 の地域主体の運動教 室） <b>【第3号 イ】</b>	<b>【支援対象者】</b> 概ね65歳以上の高齢者 <b>【設置箇所数】</b> 28 <b>【設置形態】</b> 委託（民間2事業所） <b>【実施内容】</b> ・15名以上の団体に対して、地域の公民館等にインストラクターを派遣し運動教室を実施することで、住民主体の通いの場を支援します。
生活支援体制整備 事業 （生活支援コーデ イネーター） <b>【第3号 イ】</b>	<b>【支援対象者】</b> 地域の高齢者等 <b>【設置形態】</b> 委託（清須市社会福祉協議会） <b>【実施内容】</b> ・地域にあるサービスなどの把握・活性化、生活支援ニーズ（困りごと）の把握、サービスの担い手の発掘と育成、関係者のネットワークづくりなど、支え合いのある地域づくりを推進します。
つながるサロン <b>【第3号 イ】</b>	<b>【支援対象者】</b> 清須市民 <b>【設置箇所数】</b> 1 <b>【設置形態】</b> 清須市社会福祉協議会主催 <b>【実施内容】</b> ・清洲総合福祉センターのつながり広場を活用して、年4回程度新しいサロン活動の提案（モデルサロンの開催）を実施しています。
みんなの元気塾 <b>【第3号 イ】</b>	<b>【支援対象者】</b> ヨシヅヤ清洲店利用者 <b>【設置箇所数】</b> 1 <b>【設置形態】</b> 清須市社会福祉協議会主催 <b>【実施内容】</b> ・年5～6回程度ヨシヅヤ清洲店「ありがとう広場」を会場に、住民同士が学んで交流できる塾を実施しています。
協議体「ぷらっと にしび」 <b>【第3号 イ】</b>	<b>【支援対象者】</b> 清須市民（西枇杷島地区住民） <b>【設置箇所数】</b> 1 <b>【設置形態】</b> 清須市社会福祉協議会主催 <b>【実施内容】</b> ・住民参加により、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みとは何かをテーマに年5回程度協議を実施しています。（スマホ講座、買物支援、ゴミ出し支援等のしくみ）

<p>地域活動支援センター (基本事業) 【第3号 ロ】</p>	<p>【支援対象者】 清須市内の障がい者等 【設置箇所数】 1 【設置形態】 民間事業所が実施 【実施内容】 ・通いで創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図っています。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) 【第3号 ハ】</p>	<p>【支援対象者】 就学前児童及びその保護者、妊産婦等 【設置箇所数】 4 【設置形態】 直営 (清須市児童保育課) 【実施内容】 ・自由来所 (年齢自由)、年齢別来所 ((親子遊びなど)、身体測定、子育て講座、サークル支援、子育て相談などを実施しています。</p>
<p>児童館 【第3号 ハ】</p>	<p>【支援対象者】 児童及び就学前児童の保護者、妊産婦等 【設置箇所数】 8 【設置形態】 直営 (清須市児童保育課) 【実施内容】 ・18歳未満の全ての児童を対象に、健全な遊びを通じて児童の集団的及び個人的指導 (体操、手遊び、親子遊び、季節行事など) を実施します。自由来所 (年齢自由) できます。 ・就学前児童とその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。</p>
<p>親子通園施設 【第3号 ハ】</p>	<p>【支援対象者】 療育が必要な就学前児童及びその保護者 【設置箇所数】 1 【設置形態】 直営 (清須市児童保育課) 【実施内容】 ・親子での遊び等を通して、子どもの育ちやその保護者の子育てを支援します。</p>
<p>生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【第3号 二】</p>	<p>【支援対象者】 フードドライブ利用者 【設置箇所数】 1 【設置形態】 清須市社会福祉協議会主催 【実施内容】 ・利用者へのアンケート実施によるニーズ調査を行うとともに、支援が必要な方を関係機関へつなぎます。</p>

### ⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報を把握し、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、それらの人と信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。

#### ○実施内容及び実施体制

新規事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<b>【支援対象者】</b> 特定の分野が単独で支援すること困難な者及びその家族 <b>【設置形態】</b> 委託予定 <b>【設置箇所数】</b> 1 <b>【実施内容】</b> ・「清須市重層的支援会議」において検討された支援方針に基づき、実施機関が対象者へ家庭訪問等の働きかけを行います。

## 4. 重層的支援体制整備事業の推進・評価

### (1) 清須市地域福祉計画策定委員会（実施計画の推進）

地域福祉計画策定委員会において、進捗状況や方向性を確認していき、改善等について検討を行います。

目的	清須市地域福祉計画の推進、地域福祉・地域づくりの推進
内容	清須市第1次地域福祉計画の進捗状況の確認、推進に向けた協議
構成員	地域福祉計画策定委員会委員
開催時期	年1回

### (2) 重層的支援体制整備事業の協議

包括的支援推進会議（部課長）や包括的支援推進員会議（担当者）において、各事業の実施状況等の確認及び評価し、事業の実施方法等の見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

#### ア 包括的支援推進会議（部課長）

目的	重層的支援体制整備事業を適切に実施するために開催する。
内容	各事業の実施状況の確認、評価、施策の見直し、庁内連携による推進体制の構築
構成員	健康福祉部（部課長）、他部署（課長）
開催時期	随時

#### イ 包括的支援推進員会議（担当者）

目的	重層的支援体制整備事業を適切に実施するために開催する。
内容	包括的支援推進会議（部課長）での協議内容を踏まえ、各事業の実施状況の確認、評価、施策の見直し、庁内連携による推進体制の構築。包括的支援推進会議（部課長）への提案。
構成員	各課担当者、各関係担当者
開催時期	定期・随時（重層つながる会議（支援会議）と同時開催も検討）

### (3) 重層的支援体制整備事業の評価

本事業は、包括的支援推進会議（部課長）や包括的支援推進員会議（担当者）において、各事業の実施状況等を確認し、事業の実施方法等の見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

評価については、清須市地域福祉計画策定委員会において学識経験者等の委員の助言を受け、事業評価方法等を検討し、スーパービジョンの体制を整備します。また、国や県の動向に注視し、評価の指標が示された際は、事業評価として取り入れていきます。

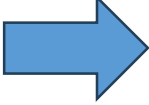
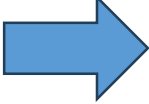
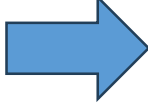
また、本事業を継続的に実行できているかを評価するため、改善点を見つけ出したうえで、取組みを推進します。

## 5. 重層的支援体制整備事業のロードマップ

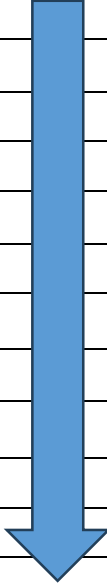
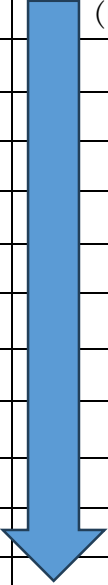
### (1) 中長期的な事業の見直し

	立ち上げ期 (R7)	実践期 (R8~)	拡大期 (R10~)
概要	<b>【包括的な支援体制を構築】</b> 制度の縦割りから脱却し、支援関係機関の連携を強化することで、制度の狭間に落ちることがない支援体制を構築	<b>【事業範囲を地域へ拡大】</b> 市内の各地域で独自に行われている活動を取り上げ、よりよい取り組みを市内に波及させる	<b>【住民主体の課題解決を図れる地域づくり】</b> 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画できる地域づくり
	<b>（移行準備事業）</b> ・包括的相談支援、多機関協働事業の連携体制を整備	<b>（重層的支援体制整備事業開始）</b> ・参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業の開始 ・地域づくり事業の強化、重層事業の連携体制の確立	
実施すること	・庁内連携の推進 ・支援機関等への制度の周知 ・「重層つながる会議（支援会議）」の開催 ・支援に関わる職員へ「重層学習会」の開催 ・連携方法の確立	<b>社会資源の検討・創出</b>	
		・地域の課題や社会資源の把握 ・整備が必要な社会資源の把握 ・地域や市民、民間企業等との協議の場の創設 ・補助金等の活用による、分野・世代を問わない集いの場の整備 ・「重層的支援会議」で支援プラン策定 ・連携機関の拡大	<b>地域共生に向けた活動（地域主体による活動の活性化）</b> ・分野・世代を問わない集いの場の展開 ・市民間での支援活動の拡大 ・地域資源への参加から、就労へのつながりへの発展 ・市民・民間企業主導による地域活動の展開

(2) 取組みのスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域福祉計画	第1次地域福祉計画のための市民アンケート・ワークショップ	第1次地域福祉計画策定	第1次地域福祉計画推進		第1次地域福祉計画中間評価
重層的支援体制整備事業実施計画	国等からの通知等で情報収集	・国等からの情報収集、研修参加、行政視察、庁内共有 ・多機関協働事業マニュアル策定	・重層的支援体制整備事業実施計画策定 ・参加支援事業等フロー策定		
①包括的相談支援事業	—	—	移行準備事業	交付金事業として実施（事業確立、本格実施）	交付金事業として実施（事業評価、見直し実施）
③参加支援事業			委託準備		
④地域づくり事業			既存事業の継続		
⑤アウトリーチ等継続的支援事業			委託準備		
②多機関協働事業・支援プラン策定			移行準備事業		

(3) 令和8年度重層的支援体制整備事業スケジュール

	包括的支援推進会議	重層つながる会議・包括的支援推進員会議	参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業、多機関協働事業打合せ	地域づくり事業打合せ		
対象	部課長	各課・重層担当	各事業担当			
4月		定例				
5月	定例（R8方針）	（随時）			（随時）	（随時）
6月		（随時）				
7月		定例				
8月		（随時）				
9月		（随時）				
10月	定例（課題共有、社会資源創出）	定例				
11月		（随時）				
12月	定例（次年度の方針）	（随時）				
1月		定例				
2月		（随時）				
3月		（随時）				

\*その他、啓発、会議・研修、学習会、必要な機関との打合せ、ヒヤリング等、随時実施予定。

# 參考資料

# 関係法令（改正社会福祉法）

改正社会福祉法（一部抜粋） 令和3年4月1日施行

（令和7年4月1日一部改正）

## （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## （重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

・・・ **包括的相談支援事業**

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **参加支援事業**

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

・・・ **地域づくり事業**

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

・・・ **アウトリーチを通じた継続的支援事業**

- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

・・・ **多機関協働事業**

- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **支援プラン策定事業**

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### **（重層的支援体制整備事業実施計画）**

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
  - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 <以下、略>

## 用語解説

### 《あ行》

#### ■アウトリーチ

支援が必要な人々に対して自発的に支援を求めない場合や支援が届いていない場合に、支援者が働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

#### ■アセスメント

収集した情報を分析し、その人が抱えている生活課題やニーズ、希望、強みなどを明確化し、必要な支援へつなぐための評価と分析のプロセス。

#### ■インフォーマル（インフォーマルサービス）

家族や友人をはじめ、近隣住民、民生委員児童委員、NPOやボランティアなどが行う援助活動等で、公的制度に基づくサービス以外のもの。

#### ■NPO（Non-Profit Organization）

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

### 《か行》

#### ■介護予防サービスのケアプラン

高齢者が介護を必要となることをできるだけ防ぎ、もし介護になっても、それ以上状態を悪化させないように予防サービスなどを計画、支援を行うこと。

#### ■ケアプラン

利用者が安心して質の高い生活を送るための介護計画書。介護サービスを適切に提供するための設計図であり、関係者全てが共通の方向性で支援するための基盤。

#### ■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

#### ■子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽にいつでも、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

#### ■こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関。令和6年4月施行の改正児童福祉法により、母子保健機能と児童福祉機能の両機能を有する「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされ、本市においては、令和7年度より、こども家庭課を同センターと位置付け、開設。

#### ■コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

## 《さ行》

### ■サロン活動

地域を拠点に、住民同士がともに企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間作りの活動。高齢者に限らず、障害がある方、子育て中のお母さん等、住民の方が集まり、つながりを深めていく場。

### ■しごと・暮らしサポートセンター

市社会福祉課に設置された生活困窮者自立支援事業窓口の名称。  
仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

### ■守秘義務

職務上知り得た秘密や個人情報を第三者に漏らさないことを求められる法的または倫理的な義務。

### ■障がい者基幹相談支援センター

障がい児者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関。

### ■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

### ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の実情に応じた地域資源の開発や活用、多様な取組を行う主体間の連携強化や、関係者間の調整や支援などを行う者。その他、高齢者の社会参加を促進するため、担い手の養成等も行う。

### ■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人々が、財産管理や契約行為を行う際に支援を受けることを目的とした制度で、本人が不利益な契約を結んだり、詐欺に遭ったりするリスクを軽減できる。

## 《た行》

### ■ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態。

### ■地域移行・地域定着

障がい者や高齢者が施設や病院から地域社会に移行し、定着するための支援サービス。

## ■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内2箇所を設置。

## 《は行》

### ■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

### ■伴走型(の)支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。

### ■ひきこもり

仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上自宅に引きこもっている状態。近年、増加傾向にある。

### ■フードドライブ

家庭や企業で余っている食品を集め、食料を必要としている団体や施設に寄付する活動。

### ■プラットフォーム

地域資源を活用した新事業創出を目的とした、産業支援機関、大学、自治体などの事業創造支援のネットワーク。

## 《ま行》

### ■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。